

2022年7月21日

東京都知事
小池百合子 殿

全日本建設交運一般労働組合
中央執行委員長 角田季代子

同 東京都本部
執行委員長 松田 隆浩



2022年春闘 全国統一要請書

貴職の日々のご精励に敬意を表します。

私たちは、2022年春闘の要求・課題に関わって下記の事項について要請しますので、ご検討のうえ文書での回答を要請いたします。

記

1. 雇用・失業対策の強化について

- ① コロナ禍における労働者の生活水準を維持するための賃金補償の充実や、失業者・生活困窮者・障がい者・被災者・無業者などへ就業の機会と雇用促進に向け、公的就労事業制度確立及び予算化するよう国に働きかけ、都として市町村と連携して就労事業を実施すること。
- ② 2018年に改正された生活困窮者自立支援制度について、社会参加の機会や就労体験・訓練の場を確保し、地域資源の活用と地元労働者の人材育成を進めるため、努力義務とされた「認定訓練事業に対する受注機会の増大」を具体化し、公共事業「優先発注」などの普及による雇用型の就労訓練を拡充すること。
- ③ 2020年度から適用されている「会計年度任用職員制度」については、法改正にともない当該の労働者が、手当支給や労働条件等の差別と低下が生じないようにすること。申し入れ、交渉等には誠実に応じること。

2. 高齢者の雇用・就労機会の拡大について

- ① 高年齢者雇用安定法5条36条の援助・育成団体に含まれる、東京高齢者就労事業団協議会（以下事業団協議会）の構成団体などに対し地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の改正交付に伴ってシルバー人材センターに「準ずる団体」の基準を作成し、優先発注の機会が与えられるような施策を行ってください。
- ② 2019年、東京都が作成した「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に関し、次の改善の検討をお願いします。
 - 一、ソーシャルファームの認定基準の中に生活困窮者自立支援法に基づく中間就労について東京都が認定した認定団体も認定基準に含めてください。
 - 二、ソーシャルファームの支援策の中での「（3）公共発注における活用」において、総合評価方式と合わせ随意契約による優先発注が可能となるよう国へ働きかけてください。

三．ソーシャルファーム条例の実効性を上げるために東京都内23区各市自治体の協力が不可欠です。都として連携して事業が進められるよう働きかけを強めてください。

四．就労困難者の中に無年金、低年金で働ければ生活できない75歳以上の後期高齢者などが含まれるよう働きかけてください。

③ 生活困窮者自立支援法にもとづく認定就労訓練事業の認定団体に対し東京都の発注する役務提供の委託事業に関し随意契約で仕事発注できるよう規定の見直しをして下さい。

④ コロナ禍で仕事を失った方が多く出ています。その援助として認定就労訓練事業の認定団体へ東京都の仕事提供を行いその方が就労できるような雇用対策を行ってください。

⑤ 公園等の清掃・除草等維持管理委託については競争入札による競争激化により公共工事設計労務単価及び最低賃金はこの数年間で大幅に値上がりしているにもかかわらず、そこで働く労働者に反映されておりません、積算基準に基づき適正な賃金が支払われるよう委託契約内容に関して公契約条例の制定及び最低制限価格制度の導入を行い改善してください。また、令和3年度の「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に従い適切な対策を講じてください。

3. 防災・生活・環境保全の優先、維持・補修を重視した公共工事の発注について

① 東日本大震災・熊本地震や各地の豪雨災害等の実態を踏まえ、地域住民のいのちと暮らしを守る立場で防災・生活・環境保全に即した公共工事を地元企業優先で発注すること。

② 老朽化して国民・利用者の安全が脅かされている橋梁やトンネル、道路などの社会資本は、国とも連携して早急に改修・補強・建て替えなどを行うこと。

③ 住宅リフォーム助成制度など、地元中小企業と建設労働者向けの仕事起こしと、雇用確保と継続就労の対策を拡充すること。

4. 公契約条例の制定など適正な賃金・労働条件の確保について

① 「公共サービス基本法」に基づき、指定管理者を含む公共サービス部門で働く労働者の適正な賃金・労働条件を確保できる契約額の基準を設けること。そのためには発注した工事・委託業務などにおける労働者の賃金実態や就労状態を調査し、公共工事設計労務単価および建築保全業務労務単価にもとづいた賃金の支払い及び福利厚生費、有給休暇の取得の支払いを各受注者へ徹底すること。

② 公契約条例を制定し、条例の対象には公共工事、業務委託および指定管理者を含み、「一人親方」も対象とすること。一人親方の場合は作業報酬の下限額に加え、必要な経費なども支払われるようすること。また、業務委託や指定管理者において、新たに受託した事業者には、それまでそこで働いていた労働者の継続雇用を義務づけること。

③ ダンピングや不良業者の参入による賃金・労働条件の引き下げを許さないために、公共工事、業務委託および指定管理者の入札においては、適切な「最低制限価

格」を設定すること。

- ④ 2017年6月に策定された「略・建設職人基本計画」に記されている『特別加入制度への加入促進等の徹底』を踏まえ、貴自治体発注工事でダンプ・建設などの個人請負型の就労者に対して、一人親方労災保険の加入促進措置を講じること。
- ⑤ 最低賃金の改定が行われた場合は、自治体発注の公共工事や業務委託事業についてはただちに契約金額を適正に見直し、改定額を反映した賃金が事業に従事する労働者に確実に支払われるよう、「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」にもとづき対応すること。

5. 建退共証紙の貼付徹底について

公共・民間工事現場で働くダンプ、生コン労働者を含めたすべて労働者に対して建退共証紙の給付・貼付が行なわれるよう元請を指導すること。また、建設労働者が働いた日数分の証紙が貼付されたことが確認できるよう、都発注工事においても工事完成時に労働者の個人別「貼付実績報告書」の提出を義務付けること。また、元請から下請（再下請け含む）には電子化による貼付や証紙を現物でおろすよう指導を徹底すること。

6. 東京都で推進する既存建築物耐震化目標実現に向けて

- ① 昭和56年以前の耐震診断、改修、建替え助成金使用の更なる普及のため助成制度の拡充、助成条件や申請手続きの簡略化を求める。また、建築物(特に戸建て住宅)の部分改修での利用促進の強化を求める。
- ② 耐震診断(精密診断)、耐震改修・建替えを行う建築士、工務店の各市区町村での更なる参入拡大を求める。
- ③ 耐震シェルター設置費用の助成について、現在一部の区にとどまっていますが、すべての市区町村で助成を行うよう指導を求める。

7.耐火改修助成制度の拡充について

都内の木密地域における住宅について、耐火改修の普及及び耐火改修助成制度を全般的に広げるよう指導を求める。

8. 公契約条例制定に接近する行政指導の強化を

都内の各建設現場における現場作業員に対し「2021年度公共工事設計労務単価」に近接する適正な賃金が確保されるようにして下さい。また、実際に現場を調査し、適正な賃金が支払われていない現場については、元請け等への指導を強化して下さい。

9. 長時間労働問題について

都内の各建設現場において、国交省、並びに日建連が提言している、適正工期の設定や、完全週休2日制の実現などについて、その実施状況を都独自に調査して下さい。

10. 中小企業の育成について

- ① 中小企業と大企業との公正取引を促進し、下請単価やトラック運賃などの適正化に向け、関係行政機関との連携を深めて具体的な対策を講じること。
- ② 地方公共団体としての中小企業の健全な発展に向けた援助・支援策を抜本的に強化すること。

11. トラック輸送の法令順守、経営環境改善について

- ① トラック運輸職場での長時間労働や過労運転の改善をはじめ労働基準法、「改善基準告示」など法令違反のは是正、住民が犠牲となる重大事故や「過労死」を含む労働災害の根絶に向けた関係機関との連携を強化すること。
- ② トラック運輸事業者による法令違反などを助長する原因となっている「自治体を含む発注者（荷主）や元請などによる実運送事業者の運賃引き下げ強要（指し値発注）」などを根絶し、中小トラック企業の経営環境改善に努力すること。
- ③ 交通安全対策基本法第31条に基づき、交通運輸労働者の労働条件等の適正化に向け、関係行政機関との連携を深めて具体的な対策を講じること。

12. 学童保育制度の充実について

- ① 市町村の基準条例を緩和しないよう、指導を強化すること。
- ② 学童保育事業に対する交付金について、都道府県の独自の予算も確保し、施策の拡充に努めること。
- ③ 国に対し、複数の正規指導員配置した人件費を計上するなど学童保育予算の大幅増額をするよう要望すること。
- ④ 市町村に対し「放課後児童支援員等処遇改善等事業」および「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を積極的に活用するよう、指導を強化すること。
- ⑤ 学童保育と放課後子ども教室（全児童施策）とを一体化しないよう、都道府県としての見解を明らかにし、各市町村に指導を強化すること。
- ⑥ 指定管理者制度は、保育の質、継続性が確保されないため、学童保育に導入しないよう、都道府県としての見解を明らかにし、各市町村に指導を強化すること。

13. じん肺・アスベスト被害の防止と補償の拡充などについて

- ① じん肺やアスベスト、振動障害などの検査・治療のできる医療機関の設置や医師の育成など、医療体制を充実すること。
- ② 国と企業・業界による「トンネルじん肺基金制度」を創設するように、知事名で国に要請するとともに、都道府県選出の国会議員および関係諸機関に対して働きかけること。
- ③ トンネル建設工事において、切り羽付近での粉じん測定を実施するなど、じん肺防止対策を徹底すること。
- ④ トンネル建設工事において、1日8時間、週40時間の労働法規の遵守を受注者に徹底し、36協定を根拠とした残業の常態化を改善すること。
- ⑤ アスベストの危険性を都および自治体の職員をはじめ広く都民に知らせ、アスベ

ストによる健康被害を防止すること。都有施設だけでなく各自治体や民間の建造物をふくめて、煙突の断熱材などレベル2のアスベスト含有建材の使用状況を各自治体の協力のもとに調査して「ハザードマップ」を作成し公表すること。さらにレベル3までの「ハザードマップ」作成をすすめること。

- ⑥ 自然災害で倒壊した建物やがれき撤去にさいしては、建設労働者のみならず、ボランティア含め、万全のアスベスト被害対策をおこなうこと。

14. 原発問題に関する要請について

原発再稼働を認めず、廃炉をすすめること。原発依存型から自然エネルギー政策への転換を推進する立場を明確し、国と各電力会社に対しても求めていくこと。

15. 憲法と平和を守る課題

- ① 自衛隊を軍隊化し、国民・市民を戦禍に晒す危険性が高まる「9条改憲」を柱とした明文改憲の発議をしないよう岸田政権に対して求めること。
- ② 2015年9月19日の国会（189回通常国会）において強行採決された安保法制いわゆる戦争法の廃止を岸田政権に求めること。
- ③ 憲法13条「プライバシー権」、19条「内心の自由」などの侵害にあたる「共謀罪法」（テロ準備罪）を廃止するよう岸田政権に対して求めること。

以上